

令和7年度 沖縄市介護事業所集団指導 (地域密着型)

沖縄市健康福祉部 介護保険課管理係



目次

1. 身体拘束廃止未実施減算 (小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)
2. 運営基準で定められた研修・訓練・委員会の頻度 (全サービス)
3. 認知症介護基礎研修の義務付け (全サービス)
4. 協力医療機関の届出 (認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
5. 運営指導などの指摘事項 (全サービス)



1-1. 身体拘束廃止未実施減算 (小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)

減算の施行時期

対象サービス	施行時期
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護	令和6年4月
※短期利用型 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	短期利用型の介護給付費については 令和7年4月1日

減算する単位数

- ・小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期利用型認知症対応型共同生活介護、短期利用型地域密着型特定施設入居者生活介護
⇒所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
- ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⇒所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算



1-2. 身体拘束廃止未実施減算 (小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)

運営に関する基準(身体拘束等について)

1. 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
2. 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性、一時性の3要件)を記録する。
3. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護従業者に周知する。
4. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
5. 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を行う。

身体拘束廃止未実施減算の要件

運営に関する基準 2～5のいずれかが、満たされていない場合

減算の期間

運営指導等で不適切な運営を確認した場合、発見した月の翌月から減算されます。

例 令和7年10月に小規模多機能型居宅介護事業所の運営指導で事実が発覚⇒令和7年11月から減算



1-3. 身体拘束廃止未実施減算

(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)

やむを得ない場合と記録について

運営基準1・2について、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないとしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。

委員会の構成メンバー

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を構成するメンバーは、事業所の管理者および従業者で構成する場合のほか、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましいです。



1-4. 身体拘束廃止未実施減算

(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)

委員会の想定される開催内容

事業者が委員会を開催し、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。

具体的には、次のようなことが想定されます。

1. 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
2. 施設の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、1.の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
3. 身体的拘束適正化検討委員会において、2.により報告された事例を集計し、分析すること。
4. 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
5. 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
6. 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。



1-5. 身体拘束廃止未実施減算

(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)

指針の内容について

以下のような項目を盛り込むこととする。

1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方
2. 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する事項
5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
7. その他身体的拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針



1-6. 身体拘束廃止未実施減算

(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
看護小規模多機能型居宅介護)

研修の内容

研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

また、研修実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

研修の回数

対象サービス	回数
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	年2回以上



2. 運営基準で定められた研修・訓練・委員会の頻度 参考【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

業務継続計画（BCP）感染症及び災害	
研 修	年 1 回以上（新規採用時も実施が望ましい） ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可
訓 練	年 1 回以上 ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可

感染症の予防及びまん延防止	
委員会	おおむね 6 月に 1 回以上 ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
研 修	年 1 回以上（新規採用時も実施が望ましい） ※BCP（感染症）の研修と一体的に実施可
訓 練	年 1 回以上 ※BCP（感染症）の訓練と一体的に実施可

虐待の防止	
委員会	定期的に ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
研 修	年 1 回以上 及び 新規採用時

※業務継続計画の研修・訓練については、感染症と災害の区別なく実施できるが、内容は感染症と災害の両方を組み込むこと。



2. 運営基準で定められた研修・訓練・委員会の頻度 参考【認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護】

業務継続計画（BCP）感染症及び災害

研 修	年1回以上（新規採用時も実施が望ましい） ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可
訓 練	年1回以上 ※災害の内容については非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可 ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可

感染症の予防及びまん延防止

委員会	おおむね6月に1回以上 ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
研 修	年1回以上（新規採用時も実施が望ましい） ※BCP（感染症）の研修と一体的に実施可
訓 練	年1回以上 ※BCP（感染症）の訓練と一体的に実施可

虐待の防止

委員会	定期的に ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
研 修	年1回以上 及び 新規採用時

非常災害対策

訓 練	定期的に ※BCP（災害）の訓練と一体的に実施可
-----	-----------------------------

※業務継続計画の研修・訓練については、感染症と災害の区別なく実施できるが、内容は感染症と災害の両方を組み込むこと。



2. 運営基準で定められた研修・訓練・委員会の頻度

参考【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】

業務継続計画（BCP）感染症及び災害

研 修 年 1 回以上（新規採用時も実施が望ましい）
※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可

訓 練 年 1 回以上
※災害の内容については非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可
※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可

感染症の予防及びまん延防止

委員会 おおむね 6 月に 1 回以上
※他の会議体と一体的でも可
※他サービス事業者との連携でも可

研 修 年 1 回以上（新規採用時も実施が望ましい）
※BCP（感染症）の研修と一体的に実施可

訓 練 年 1 回以上
※BCP（感染症）の訓練と一体的に実施可

非常災害対策

訓 練 定期的に
※BCP（災害）の訓練と一体的に実施可

身体的拘束等の適正化

委員会 3 月に 1 回以上
※他の会議体と一体的でも可

研 修 年 2 回以上 及び 新規採用時

虐待の防止

委員会 定期的に
※他の会議体と一体的でも可
※他サービス事業者との連携でも可

研 修 年 1 回以上 及び 新規採用時

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

委員会 定期的に
※令和 9 年 3 月 3 1 日までは努力義務
※他の会議体と一体的でも可
※他サービス事業者との連携でも可



2. 運営基準で定められた研修・訓練・委員会の頻度

参考【認知症対応型共同生活介護】

業務継続計画（BCP）感染症及び災害

研 修	年2回以上 及び 新規採用時 ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可
訓 練	年2回以上 ※災害の内容については非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可 ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可

感染症の予防及びまん延防止

委員会	おおむね6月に1回以上 ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
研 修	年2回以上 及び 新規採用時 ※BCP（感染症）の研修と一体的に実施可
訓 練	年2回以上 ※BCP（感染症）の訓練と一体的に実施可

非常災害対策

訓 練	定期的に ※BCP（災害）の訓練と一体的に実施可
-----	-----------------------------

身体的拘束等の適正化

委員会	3月に1回以上 ※他の会議体と一体的でも可
研 修	年2回以上 及び 新規採用時

虐待の防止

委員会	定期的に ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
研 修	年2回以上 及び 新規採用時

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

委員会	定期的に ※令和9年3月31日までは努力義務 ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
-----	--



2. 運営基準で定められた研修・訓練・委員会の頻度 参考【地域密着型特定施設入居者生活介護】

業務継続計画（BCP）感染症及び災害	
研 修	年 2 回以上 及び 新規採用時 ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可
訓 練	年 2 回以上 ※災害の内容については非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可 ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施可

感染症の予防及びまん延防止	
委員会	おおむね 6 月に 1 回以上 ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
研 修	年 2 回以上 及び 新規採用時 ※BCP（感染症）の研修と一体的に実施可
訓 練	年 2 回以上 ※BCP（感染症）の訓練と一体的に実施可

非常災害対策	
訓 練	定期的に ※BCP（災害）の訓練と一体的に実施可

身体的拘束等の適正化	
委員会	3 月に 1 回以上 ※他の会議体と一体的でも可
研 修	年 2 回以上 及び 新規採用時

虐待の防止	
委員会	定期的に ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
研 修	年 2 回以上 及び 新規採用時

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会	
委員会	定期的に ※令和 9 年 3 月 3 1 日までは努力義務 ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可



2. 運営基準で定められた研修・訓練・委員会の頻度

参考【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

業務継続計画（BCP）感染症及び災害	
研 修	年2回以上 及び 新規採用時 ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可
訓 練	年2回以上 ※災害の内容については非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可 ※感染症の内容については感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可

感染症の予防及びまん延防止	
委員会	おおむね3月に1回以上 ※事故発生防止の委員会と一体的でも可
研 修	年2回以上 及び 新規採用時 ※BCP（感染症）の研修と一体的に実施可
訓 練	年2回以上 ※BCP（感染症）の訓練と一体的に実施可

非常災害対策	
訓 練	定期的に ※BCP（災害）の訓練と一体的に実施可

身体的拘束等の適正化	
委員会	3月に1回以上 ※他の会議体と一体的でも可
研 修	年2回以上 及び 新規採用時

虐待の防止	
委員会	定期的に ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可
研 修	年2回以上 及び 新規採用時

事故発生防止	
委員会	定期的に ※感染症の予防及びまん延防止の委員会と一体的でも可
研 修	年2回以上 及び 新規採用時

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員 の負担軽減に資する方策を検討するための委員会	
委員会	定期的に ※令和9年3月31日までは努力義務 ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業者との連携でも可



3. 認知症介護基礎研修の義務付け (全サービス)

令和6年4月1日より義務化

事業者は、全ての介護従業者(看護師、介護福祉士等を除く)に対し、「**認知症介護基礎研修**」を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者は、採用後1年を経過するまでに受講させること。

義務付けの対象とならない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、介護職員基礎研修課程 又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等



4. 協力医療機関の届出について

(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

届出について (令和6年4月1日から義務化)

令和6年度介護報酬改定において、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に届け出ることが義務付けられました。

協力医療機関を確保できていない

基準上の要件を満たす協力医療機関を定めていない事業所も含め、対象サービスを実施するすべての事業所が届出の対象となります。基準上の要件を満たす協力医療機関を定めていない事業所は、届出時点での医療機関との協議の状況を記載し提出してください。



4. 協力医療機関の届出（協力医療機関の要件 1）

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

対象サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

協力医療機関との連携（令和9年4月1日から義務）

1. 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
2. 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
3. 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。



4. 協力医療機関の届出（協力医療機関の要件 2）

（地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）

対象サービス

地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
* 一体的に運営している介護予防事業についても含みます。

協力医療機関との連携（努力義務）

1. 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
2. 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。



4. 協力医療機関の届出

(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

①

協力医療機関としての要件を満たしていることがわかる協定書になっていますか？

更新時に確認をお願いします。

②

1年1回以上、利用者の症状が急変した場合等の対応を確認する。

確認を行った日を記載してください。

(別紙1)		協力医療機関に関する届出書				令和	年	月	日			
各指定権者 各許可権者		殿										
届出者	フリガナ 名称											
	事務所・施設の所在地	(郵便番号 -)										
		(ビルの名称等)										
	連絡先 事業所番号	電話番号		FAX番号								
	事業所・施設種別	<input type="checkbox"/> 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 2 地域密着型特定施設入居者生活介護		<input type="checkbox"/> 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 4 介護老人福祉施設								
		<input type="checkbox"/> 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 6 介護老人保健施設		<input type="checkbox"/> 7 介護医療院 <input type="checkbox"/> 8 養護老人ホーム								
	代表者の職・氏名	職名		氏名								
	代表者の住所	(郵便番号 -)										
協力	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名		医療機関コード		入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和	年	月	日	協力医療機関の担当者名	
	②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名		医療機関コード		入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和	年	月	日	協力医療機関の担当者名	



5. 運営指導などの指摘事項

勤務体制の確保（全サービス）

【指摘事項】

法人代表や役員が従業者として勤務する場合に、出勤簿などにより出勤管理が実施されていない。



ポイント

代表取締役（法人役員）等であっても、基準上必要な職種である場合は、人員の充足を挙証できるように日々の勤務時間・常勤及び非常勤の別・配置職・兼務関係等を明確にした出勤簿など記録を作成すること。



5. 運営指導などの指摘事項

勤務体制の確保（全サービス）

【指摘事項】

無資格で介護業務に従事する職員のうち、認知症介護基礎研修を受講していない者が配置されていた。



ポイント

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を持たない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

* 新たに採用した職員は、採用から1年以内に受講しなければなりません。



5. 運営指導などの指摘事項

業務継続計画の策定等（全サービス）

【指摘事項】

災害に係る業務継続計画は策定しているが、感染症にかかる業務継続計画を策定していなかった。



ポイント

以下の厚生労働省のホームページを参考に、速やかに計画の策定をすること。

（厚生労働省） 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

注意事項

厚生労働省が掲載しているひな形等は、ダウンロードしたそのままの状態では、事業所の業務継続計画書として位置付けることはできません。ひな形については、**施設・事業所の状況に応じて、項目の追加・削除・修正を行うようお願いします。**



5. 運営指導などの指摘事項

サービス計画について（全サービス）

【指摘事項】

サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をおこなっていないかった。



ポイント

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、課題解決に向けた目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等の記録を行うこと。また、利用者又は家族へ実施状況や評価についても説明を行うこと。



5. 運営指導などの指摘事項

掲示（全サービス）

【指摘事項】

インターネット上で情報の閲覧ができるよう、重要事項をウェブサイトに掲載していなかった。（令和7年4月1日から義務化）



ポイント

法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムに、重要事項を掲載すること。



5. 運営指導などの指摘事項

秘密保持等（全サービス）

【指摘事項】

利用者の家族から、家族の個人情報の利用に関する同意を得ていなかった。



ポイント

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は利用者家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。



《例 個人情報の利用に係る同意》

(利用者)			
氏名	○○	○○	
代筆	●●	●●	(続柄)
(代理人)			
氏名	△△	△△	
続柄			
(家族)			
氏名	□□	□□	
続柄			
(家族)			
氏名	□□	□□	
続柄			

パターン①利用者本人が署名可能

- ・利用者欄に利用者が署名
- ・家族欄に家族が署名

パターン②利用者本人が署名不可 (意思決定能力あり)

- ・利用者欄に代筆者が代筆
- ・家族欄に家族が署名

パターン③利用者本人が署名不可 (意思決定能力なし)

- ・代理人欄に代理人が署名
- ・家族欄に家族が署名

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を利用すると思われる家族同意を得る様式としてください。

※家族の個人情報を取り扱わない場合は、家族からの同意は不要です。



個人情報利用同意書の内容について

同意書の内容

家族の個人情報について、同意を得たいが、同意書の内容が、利用者の個人情報のみの場合があります。

利用者のみ内容となっている場合

私の個人情報を…(略)…

家族も含めた内容となっている場合

私及びその家族の個人情報を…(略)…

同意書の内容について、今一度ご確認お願い致します。



5. 運営指導などの指摘事項

非常災害対策 全サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護除く)

【指摘事項】

非常災害に関する具体的計画が確認できなかった。



ポイント

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。

非常災害に関する具体的計画とは、消防法施行規則第2条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害・地震等の災害に対処するための計画を指します。



受講報告について

以下の2つを視聴後
回答フォームから受講報告をおこなってください。

① 沖縄市介護事業所等集団指導
(各サービス共通)

② 地域密着型

回答フォーム⇒ <https://logoform.jp/form/7EYC/1464522>



2次元コード

受講報告の回答をもって、
集団指導に出席したものとさせていただきます。
※報告は、事業所ごとに行ってください。



ご視聴ありがとうございました。

